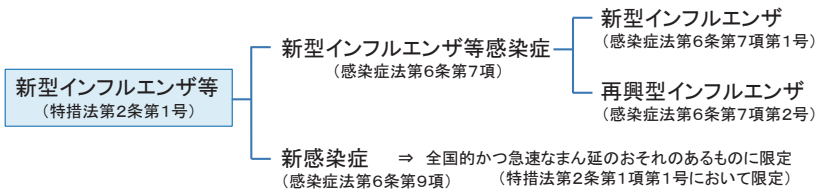


新型インフルエンザ等対策・特定接種 について

平成28年2月
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

「新型インフルエンザ等」とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等対策の必要性と被害想定

新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、**全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されている。**

※過去のパンデミックのデータを参考に、一つの例として以下を想定

- **発病率**: 全人口25%
- **医療機関を受診する患者数**: 約1,300万人～約2,500万人
- **入院患者数**: (中等度)53万人～(重度)200万人
- **死亡者数** : (中等度)17万人～(重度)64万人(致命率0.5%～2.0%)
- **従業員の欠勤率**: 最大40%程度 (ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

3

新型インフルエンザ等発生時の社会影響

※「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等において、一つの例として以下を想定

【新型インフルエンザ等発生時の社会影響】

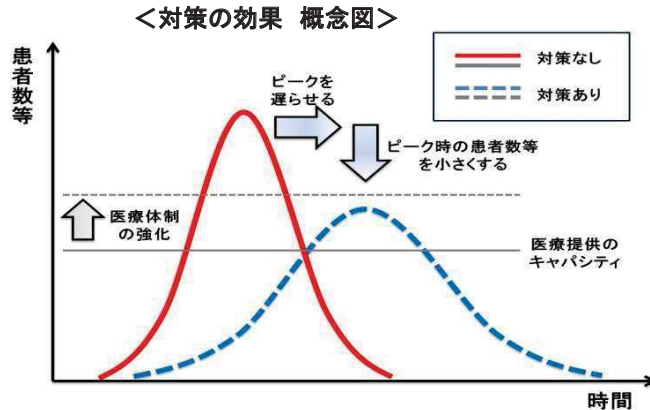
- ① 国民の25%が、各地域ごとに流行期間(約8週間)の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤することが予想されることから、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ② ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

※2009年に発生した**新型インフルエンザ(A/H1N1)**のピーク時にり患した者は**国民の約1%(推定)**

新型インフルエンザ等対策の基本的な方針①

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 国民経済に及ぼす影響を最小とする。

- 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
- 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
- BCPの作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持



5

新型インフルエンザ等対策の基本的な方針②

一つの対策に偏重した準備は大きなリスク

発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することが必要

各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す
(病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、対策の有効性や国民生活に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択・決定)

具体的には、

- 発生に備えた事前の準備を周到に行っておく
- 発生した場合、検疫の強化等により、病原体の国内侵入をできるだけ遅らせる
- 国内発生当初は、感染拡大のスピードを遅らせることを目的とした対策を実施
(病原性等の情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施し、状況の進展に応じて縮小・中止)
- 社会が緊張する中では不測の事態が想定されるため、状況を把握し、臨機応変に対処
- 医療以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される
(事業者が職場における感染対策にとりくむことはもちろん、国民一人ひとりが感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要)

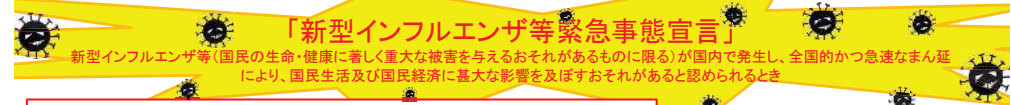
6

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (特措法)

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

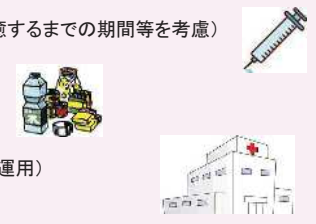
1. 体制整備等

- (1) 行動計画等の作成
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (3) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- (4) 海外発生時の水際対策の的確な実施
- (5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること



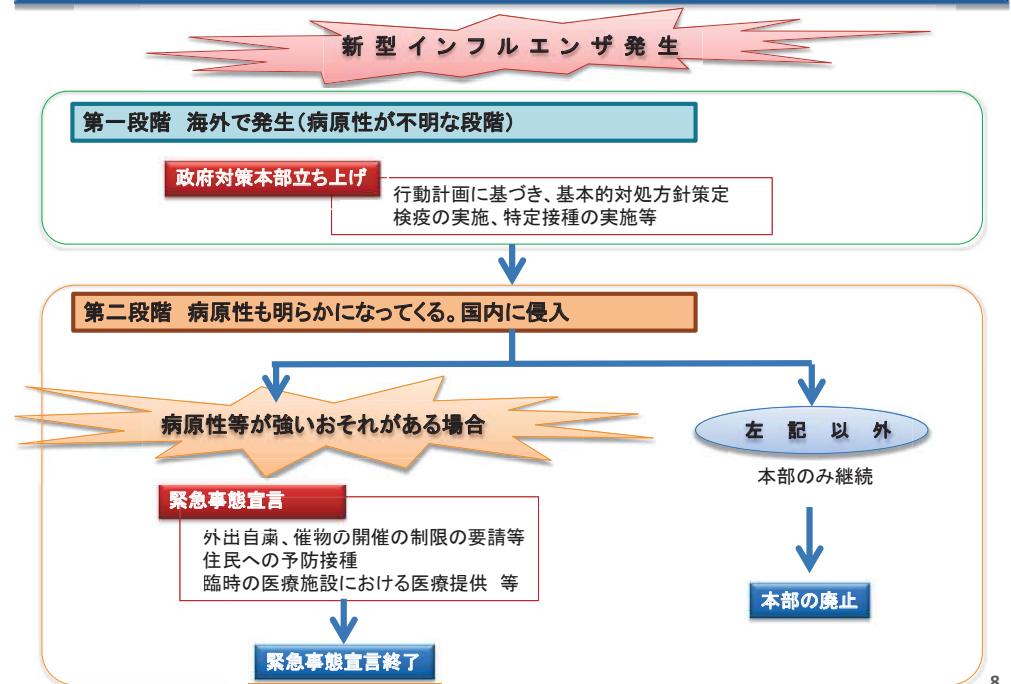
2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資等



7

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例



8

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
- ・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、**本部廃止**

緊急事態宣言が解除された場合、**本部廃止**

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

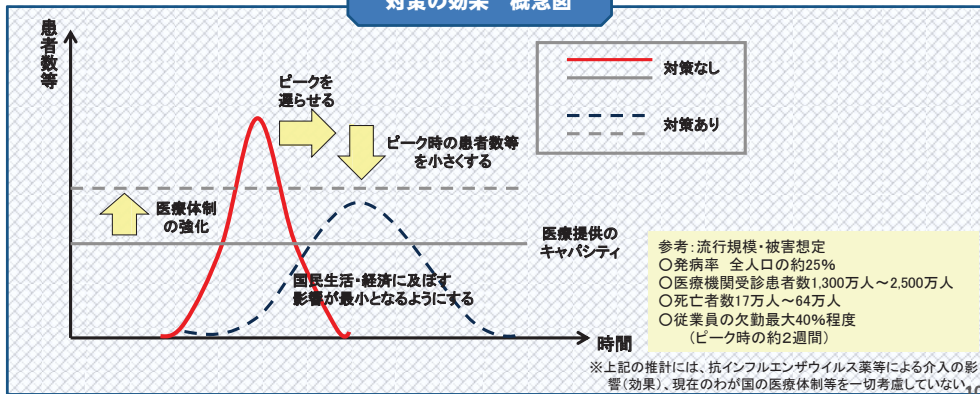
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	・国内発生をできる限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化		・国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更	・基本的対処方針の変更 ・対策の見直し
サーベイランス・情報収集	・対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、関係会議を開催 ・基本的対処方針の決定	・国内発生初期に必要な政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言	(市町村対策本部の設置)	等
情報提供	・一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 ・海外での発生状況情報提供	・発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・国際的な連携による情報収集 ・国内発生に備えたサーベイランス体制の強化	・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止)	・各国の対応に係る情報収集 ・引続き学校等における集団発生状況の把握
情報共有	等	・地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 ・コールセンター等の充実・強化	同左	・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	・国内発生をできる限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止	・水際対策の開始 ・ワクチンの確保 ・特定接種の準備・開始	・住民接種の準備・開始 ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限	・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※	・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医療	・国内発生に備えた医療体制整備 ・「帰国者接触者外来」の設置	・専用外来における医療提供の継続 ・必要に応じた一般医療機関における診療の開始 ・診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導	・ファクシミリによる処方せん送付 ・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ・医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置	・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
国民生活及び国民経済の安定の確保	・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・職場における感染対策の準備	・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定	・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全	等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期(事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定公共機関等) / 訓練の実施 / 感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ワクチンの研究開発 / ワクチンの備蓄 / ワクチンの接種体制の整備 / 抗インフルエンザ薬の備蓄 / 地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

- 1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)**
:平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用。
- 2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン**
:国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

- 3. 水際対策に関するガイドライン**
:国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検査を実施。在外邦人への支援等を実施。
- 4. まん延防止に関するガイドライン**
:流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。
- 5. 予防接種に関するガイドライン(新規)**
:ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

- 6. 医療体制に関するガイドライン**
:医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
- 7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン**
:抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

- 8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン**
:事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
- 9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン**
:個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。
- 10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン**
:死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

参考「新型インフルエンザ等の基礎知識」

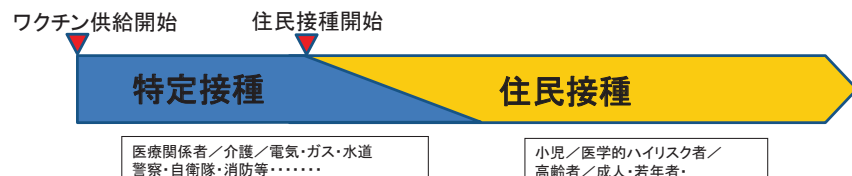
【予防接種】特措法上の特定接種・住民接種

接種対象者・実施主体等

区分	対象者等	接種場所・接種体制	費用負担
特定接種 (第28条)	医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	各事業者が接種体制を整備。原則、集団的接種。	公費負担
住民接種 ★(第46条)	全国民 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	市区町村が接種体制を整備。原則、集団的接種。	公費負担

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置。新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われない場合には、予防接種法6条3項に基づく新臨時接種として住民接種を実施(被接種者に費用負担有り)。

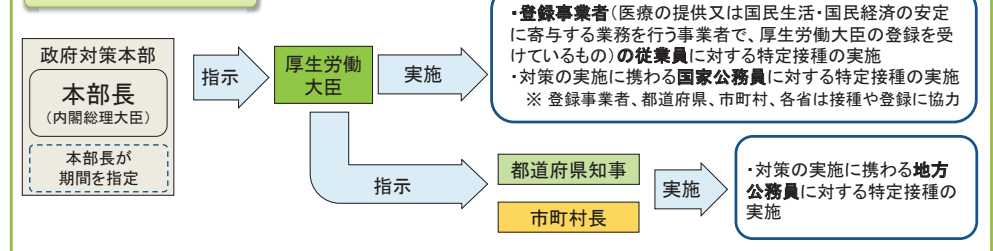
接種スケジュール(イメージ)



特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

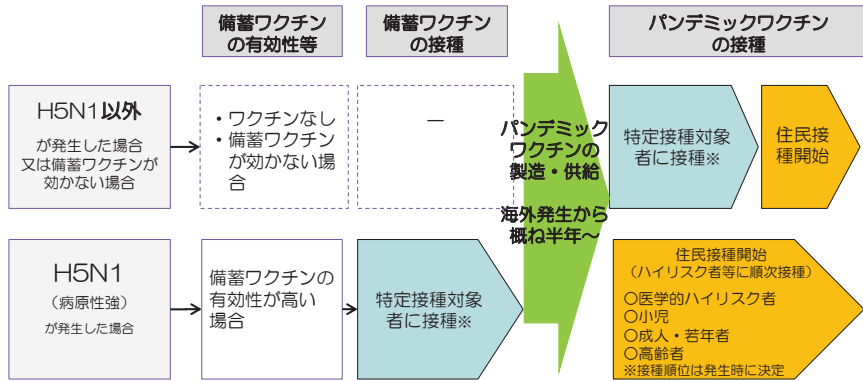
- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

医療分野	業種等	接種順位
新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型 サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
指定公共機関同類型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
社会インフラ型	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
その他	飲食物品卸売業、飲食物品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、燃料小売業、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

※医療分野、介護福祉型、その他の民間登録事業者と同様の業務を行う公務員(区分3の公務員)については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。
※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

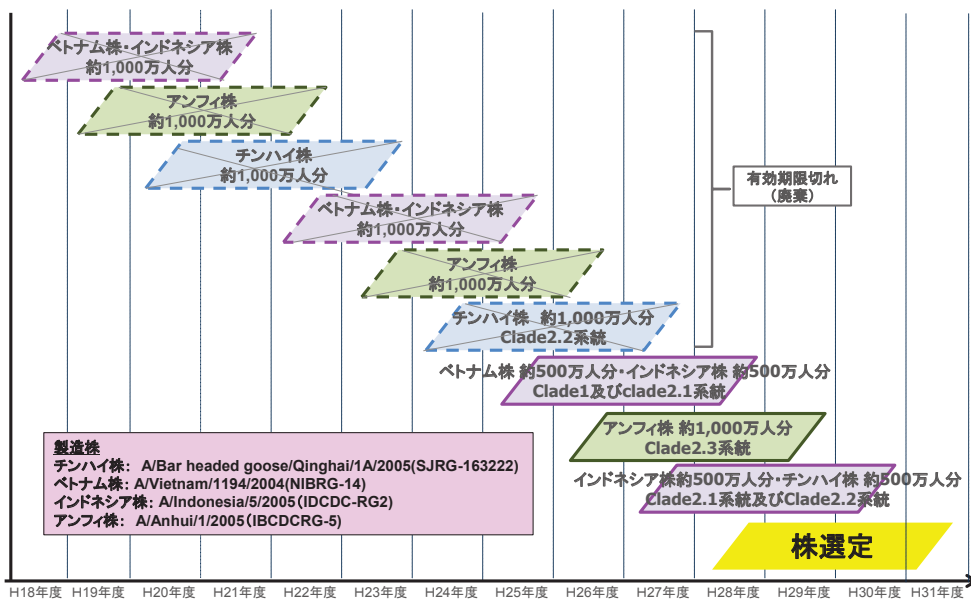
ワクチンの種類と特定接種の関係

- 新型インフルエンザのワクチンは、鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスを用いて製造した「プレパンデミックワクチン（備蓄ワクチン）」と、新型インフルエンザ発生後に、発生した新型インフルエンザのウイルスを用いて製造する「パンデミックワクチン」の2種類がある。
- 特定接種は、備蓄ワクチンが有効であれば、それを用いることになるが、発生した新型インフルエンザが備蓄しているH5N1以外の型であった場合、また備蓄ワクチンの有効性が低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。



※ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、決定される。

H5N1プレパンデミックワクチン備蓄の状況



※ 平成18年度から、鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルスに対するワクチンを、プレパンデミックワクチンとして、毎年1,000万人分を製造し、備蓄。

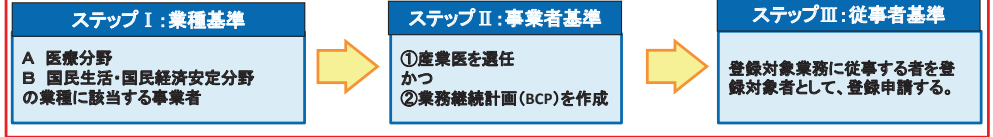
特定接種・登録対象者について

特定接種の定義(特措法第28条)

- ・「医療の提供」、「国民生活・国民経済の安定を確保するため」に実施するもの
- ・政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種

特定接種の登録対象者（民間事業者）

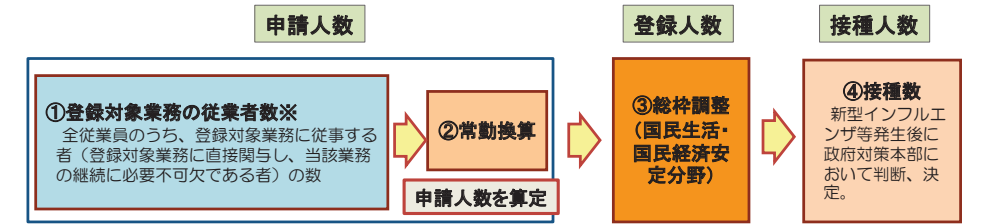
特定接種の登録対象者の基準



- I 業種基準: 登録基準告示*の表(登録要領の別添1の表)の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に該当する事業者であることが必要。*「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」
 - II 事業者基準: ①産業医を選任し、かつ、②業務継続計画(BCP)を作成している事業者であることが必要。*ただし、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業については、②の要件のみ。
 - III 従事者基準: 登録基準告示の表(登録要領の別添1の表)の「対象業務」に従事する者に限る。
- ※ このほか、接種実施医療機関の確保**が必要。国民生活・国民経済安定分野は、申請時未確保も可(ただし、登録実施後速やかに確保が必要)。** 自施設以外で確保する場合、医療機関と覚書を締結。

※ 登録申請に当たっては、厚生労働省が周知する登録申請Q&Aのほか、国民生活・国民経済安定分野については、各業種ごとに担当府省庁が作成・周知する「業種別の登録申請Q&A」を参照していただきたい。

特定接種・対象者数の算定・登録



※外部事業者の職員が登録申請事業者に常駐して不可分一体となっている場合は、その職員も登録申請事業者の登録対象業務の従業者数に含むことができる。
なお、上記の要件に該当しない場合、登録事業者の登録人数の枠内においては、登録事業者が確実に当該業務従事者を管理することを前提に、登録事業者がその割り当てられたワクチンを外部事業者の従事者に配分することが認められる。

- 登録に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約1,000万人分であることを考慮し、医療分野及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請等人数の合計が1,000万人を超える場合、全体が1,000万人程度となるように、国民生活・国民経済安定分野に係る人数を調整(総枠調整)する。
- 特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数等は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際に、政府対策本部において決定されるため、登録されたことをもって必ずしも特定接種を受けられるわけではない。
- 登録する際に、厚生労働省のホームページにおいて、登録事業者の事業者名、事業所名及び所在地等(国民生活・国民経済安定分野については、登録人数を含む。)を公表。また、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した際に、実施した登録事業者名等を公表。
- 民間の登録事業者と同様の職務に従事する「区分3の公務員」*も、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野において対象者数を所属機関が厚生労働省に報告。* 政府行動計画p82、新型インフルエンザ等対策ガイドラインp119参照

業務継続計画（BCP）の作成

- 登録申請事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。
- 業務継続計画に記載すべき事項は、以下のとおり。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針（診療継続方針）
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
 - ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）※
 - ※ 「特定接種の実施に必要な事項」については、少なくとも、業務、接種人数及び接種場所の3点に関して記載をしていただきたい。接種人数については、接種予定者名簿作成の方針等の記載を求めるもので、具体的な人数の記載までを求めるものではない。

（参考）

- ・ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定しており、適宜参考にしていただきたい。

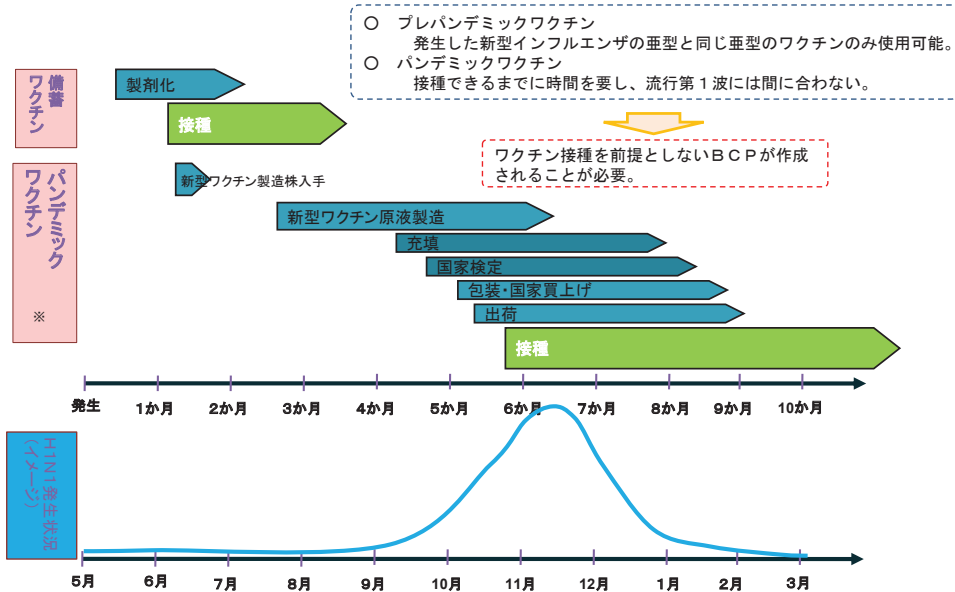
【事業継続計画の策定・実施の留意点】

- 1 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 2 従業員に対する感染対策の検討、実施
- 3 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
- 4 従業員に対する教育・訓練

参考資料：策定方法に関する各府省等のガイドライン等

21

新型インフルエンザの流行状況と接種スケジュールイメージ （2009年新型インフルエンザの流行状況に基づく例）



※ パンデミックワクチンの生産スケジュールは、新型インフルエンザ対策総括会議（平成22年5月19日）「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの生産について」を参考に作成

22

特定接種(医療分野、国民生活・国民 経済安定分野)について

平成28年2月

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号) 28.1.4改正

- 特定接種の対象となる、事業の種類、事業の種類細目、対象業務を規定。
- 「再生医療等製品販売業」、「再生医療等製品製造業」を位置付ける等の改正を実施。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程(平成25年厚生労働省告示第370号) 28.1.4改正

- 医療の提供の業務を行う事業者に加え、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録手続を追加する等の改正を実施。

<告示の概要>

- ① 登録(2条)
- ② 登録申請書の提出等(3条)
 - ・ 登録申請書の記載事項等を規定。
 - ・ 産業医の選任については、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。
 - ・ 接種実施医療機関については、国民生活・国民経済安定分野で当該医療機関が未定の場合にあっては当該医療機関の確保方法とすることができる。
 - ・ 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付ける。
- ③ 登録の実施(4条)
 - ・ 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者に通知するものとする。
 - ・ 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者の名称、事業所・その所在地等(国民生活・国民経済安定分野にあっては、登録に係る対象業務の従事者数を含む。)を公表する。
 - ・ 登録を受けた事業者は、医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保する。
- ④ 変更の届出(6条)
 - ・ 登録事業者は、各事項について変更があった場合又は医療機関を確保した場合においては、30日以内に、登録変更届出書を提出する。
- ⑤ 登録をしない場合(5条)、⑥ 廃業等の届出(7条)、⑦ 登録の消除(9条)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領について」(平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知) その1

1. 本要領の位置付け

本要領は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録並びに当該事業者と同様の職務を行う公務員(区分3の公務員)に関する当該公務員の所属機関の報告が円滑に行われるよう、登録申請及び報告に係る留意事項等について定めるもの。

2. 留意事項の概要

(1) 登録申請事業者及び登録対象者

- 登録申請事業者は、以下の要件を満たしていることが必要。
 - ① 登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「事業の種類」及び「事業の種類細目」に記載された事業に係る事業者であること。
 - ② 産業医を選任していること(ただし、社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者は除く)。
 - ③ 業務継続計画を作成していること。
- 登録対象者は、新型インフルエンザ等の発生時において、登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「対象業務」に従事する者
- 国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても、登録申請事業者と同様に厚生労働省に報告。→当該公務員を有する都道府県・市町村は、厚生労働省への報告を行っていただきたい。

(2) 登録申請の方法

- 登録申請書の提出は、特定接種管理システム上で、事業者が登録申請書を入力し送信して行う。
- 登録申請内容については、特定接種管理システム上で、別添1の表の担当府省庁(担当府省庁が都道府県又は市町村に申請内容の確認の協力を依頼する場合は、都道府県又は市町村)が確認する。
- 登録の実施に当たっては、特定接種管理システム上で厚生労働大臣の登録を受け台帳に登録される。登録事業者に係る事業者名、事業所名・所在地、登録人数等は公表される。
- 接種実施医療機関については、未定の場合、申請時点で検討している方法を入力。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領について」(平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知) その2

3. 留意事項の具体的内容

(1) 登録申請事業者及び登録対象者

- 国民生活・国民経済安定分野の登録対象となり得る事業者は、以下の3つの要件を満たしている必要がある。
 - ① 登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「事業の種類」及び「事業の種類細目」に記載された事業に係る事業者であること。
 - ② 産業医(労働安全衛生法第13条に規定する産業医)を選任していること。ただし、「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者については、この限りでない。
 - ③ 業務継続計画を作成していること。
- 登録事業者は、特措法4条3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても業務を継続的に実施するよう努めなければならない。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、登録事業者に特定接種実施の権利は発生しない。
- 登録申請事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「対象業務」に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請する。
- 国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても、登録申請事業者と同様に、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書を用いて、厚生労働省に報告する。→当該公務員を有する都道府県・市町村は、厚生労働省への報告を行っていただきたい。

(2) 登録申請等の周知

- 厚生労働省は、別添1の表の担当府省庁を通じて、必要に応じて地方公共団体や業界団体の協力を得ながら、登録申請事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る公務員についても同様とする。

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知） その3

(3)登録申請等の方法

① 登録申請書の提出

- 登録申請事業者は、特定接種管理システム上で、登録申請書に必要な事項を入力し、厚生労働省に登録申請書を提出する。
- 登録申請書の提出については、管理システムにより、担当府省庁(担当府省庁が、当該事業所が所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。))に申請内容の確認の協力を依頼する場合は、当該都道府県又は市町村)に通知される。
- 国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、登録申請書を用いて、これに必要な事項を入力し、厚生労働省に報告する。

② 登録申請内容の確認

- 担当府省庁又は都道府県等は、管理システムにより通知された登録申請書の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省(都道府県等にあっては、担当府省庁又は都道府県)に通知する。
- 国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に、担当府省庁又は都道府県等において適切に確認を行った上で、厚生労働省に通知する。

③ 登録等の実施

- 厚生労働省は、担当府省庁の確認が終了した登録申請書の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳に登録を行う。
- 国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に管理台帳に登録する。
- 登録等に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約1,000万人分であることを考慮し、医療分野及び新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請人数及び報告人数の合計が1,000万人を超える場合、当該全体の登録人数及び記録人数の合計が1,000万人程度となるように、国民生活・国民経済安定事業に係る登録申請人数及び公務員の報告人数を調整する。

5

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知） その5

(9)外部事業者

- 登録申請事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員(当該登録申請事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。)は、登録対象業務の従業者数に含むものとする。
- 公設機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該機関で登録対象業務を行う外部事業者(指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。)の従業者は公務員の身分を有していないため、当該公設機関の開設者は、登録申請事業者として、特措法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録申請する。

(10)登録完了の連絡及び公表

- 厚生労働省は、登録申請事業者が登録事業者として登録された場合には、管理システムにより、登録申請事業者に対して、登録をした旨及び登録人数を通知する。
- 厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に通知及び公表をする。

(11)登録の有効期間及び更新

- 登録の有効期間は5年。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行う。管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する。

(12)変更及び廃業等の届出

- 変更の届出:登録事項について変更があった場合(軽微な変更があった場合を除く。)は、登録事業者は、30日以内に管理システム上で、登録申請書に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。
- 廃業等の届出:合併、破産等により登録事業者が消滅した場合及び登録事業者が廃業した場合、登録事業者は、30日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

7

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知） その4

(4)登録申請書の記載事項

- 登録申請書の記載事項は、次の3つに区分され、それぞれにおいて必要事項を入力する。

- ① 申請者情報、② 事業所情報、③ 接種実施医療機関情報

(5)産業医

- 登録申請事業者は、労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任しなければならない。ただし、社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者を除く。

(6)業務継続計画

- 登録申請事業者は、業務継続計画を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。
- 業務継続計画に記載すべき事項は、以下のとおり。

- ① 新型コロナウイルス等発生時の業務継続方針
- ② 新型コロナウイルス等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ③ 新型コロナウイルス等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ④ その他必要な事項(特定接種の実施に必要な事項等)

(7)接種実施医療機関

- 接種実施医療機関が未定の場合の確保方法については、申請時点で検討している方法(外部の医療機関での実施等)を記載する。
- 外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、当該医療機関(外部の医療機関)と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要。覚書作成後30日以内に管理システム上で、変更届出書に接種実施医療機関に係る所定事項を入力し、厚生労働省に提出する。

(8)常勤換算

- 従業者数については、登録対象業務に従事する時間を基に常勤換算したものとする。

6

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成28年1月6日厚生労働省健康局結核感染症課新型コロナウイルス対策推進室事務連絡）

1. 「特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の入力に関する手引き」について

- 登録要領に基づき、管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項について規定。
- 管理システムのアクセス先や申請までの流れ、申請書の入力に必要な項目・内容について規定。
 - * 事業所情報の「登録対象業務の従事者数」については、「備考欄」に、登録対象業務ごとの内訳を入力。
 - * 接種実施医療機関情報については、未確保の場合、「備考欄」に申請時点で検討している方法を入力。また、未確保の場合も、ダミー情報を入力。

2. 「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」について

- ①登録事業者、②登録対象者、③事業所、④産業医、⑤業務継続計画、⑥常勤換算、⑦外部事業者、⑧接種実施医療機関、⑨登録の事務、⑩その他、についてQAを作成。なお、各業種の担当府省庁においても業種別QAを作成し、周知。

3. 「特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の確認の手引き」について

- 登録申請書の内容を確認する際の留意事項について規定。

(1)申請者(事業者)情報の確認

- ・登録要領別添1の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。
- ・事業所情報の備考欄に記載された申請事業者の全従業者数が50人未満である場合など、産業医の選任について疑義がある場合、必要に応じて登録申請事業者から根拠資料の提出等を求める。等

(2)事業の種類情報の確認

- ・申請事業者の登録対象業務の従業者数が、入力された「申請事業者の全従業者数」を下回っていること。また、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大(概ね2倍を超える場合)となっていないこと。
- ・備考欄に内訳として入力された業務の中に、登録対象業務以外の業務が含まれていないこと。等

(3)接種実施医療機関情報の確認

- ・登録申請時に未確保の場合、備考欄に、申請時点で検討している接種実施医療機関の確保方法が記入されていること。等

8

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第7号厚生労働省健康局長通知）

○ 医療の提供の業務を行う事業者（医療分野）の登録手続については、平成25年12月に定めた登録要領によって進めてきたが、登録申請の受付等を特定接種管理システムによって実施するに当たり、登録申請の方法等について改めて通知するもの。

1. 本要領の位置付け

本要領は、医療の提供の業務を行う事業者の登録及び当該事業者と同様の職務を行う公務員（区分3の公務員）に関する当該公務員の所属機関の報告が円滑に行われるよう、登録申請及び報告に係る留意事項等について定めるもの。

2. 留意事項の概要

(1) 登録申請事業者及び登録対象者

- 登録申請事業者は、以下の要件を満たしていることが必要。
 - ① 登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「事業の種類」及び「事業の種類細目」に記載された事業（医療提供事業）に係る事業者であること。
 - ② 業務継続計画を作成していること。
- 登録対象者は、新型コロナウイルス等の発生時において、登録基準告示に示された基準のうち、別添1の表の「対象業務」に従事する者
- 医療提供事業に係る公務員についても、登録申請事業者と同様に厚生労働省に報告。→当該公務員を有する都道府県・市町村は、厚生労働省への報告を行っていただきたい。

(2) 登録申請の方法

- 登録申請書の提出は、特定接種管理システム上で、事業者が登録申請書を入力し送信して行う。
- 登録申請内容については、特定接種管理システム上で、厚生労働省担当課及び都道府県等（都道府県、保健所設置市及び特別区）が確認する。
- 登録の実施に当たっては、特定接種管理システム上で厚生労働大臣の登録を受け台帳に登録される。登録事業者に係る事業者名、事業所名・所在地等は公表される。

9

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請書等の内容確認に都道府県等に御協力いただくことを予定している事業について

【医療分野】

担当府省庁	事業の種類	事業の種類細目	確認主体
厚生労働省	新型コロナウイルス等医療提供を行う事業	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションにおいて新型コロナウイルス等医療提供を行う事業	都道府県・保健所設置市・特別区
	重大緊急医療提供を行う事業	国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分焼を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	都道府県・保健所設置市・特別区

【国民生活・国民経済安定分野】

担当府省庁	事業の種類	事業の種類細目	確認主体
環境省	廃棄物処理業	産業廃棄物処理業	都道府県・廃掃法政令市
農林水産省	銀行業	農林水産金融業	都道府県
経済産業省	その他の生活関連サービス業	冠婚葬祭業	都道府県・市町村
厚生労働省	社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（新型コロナウイルス等医療提供を行う事業の項に分類されるものを除く。）	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	指定居宅サービス事業	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	指定地域密着型サービス事業	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	老人福祉施設	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	有料老人ホーム	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	介護施設	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	障害福祉サービス事業	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	障害者支援施設	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	障害児入所支援施設	都道府県・市町村
	社会保険・社会福祉・介護事業	児童福祉施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市
	その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業	都道府県・市町村

11

「新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録について」（平成28年1月6日厚生労働省健康局長通知）

1. 「特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き」について

- 登録要領に基づき、管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項について規定。
- 管理システムのアクセス先や申請までの流れ、申請書の入力に必要な項目・内容について規定。
 - * 接種実施医療機関情報については、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等、自施設以外を接種実施医療機関とする場合、当該医療機関と覚書を作成。

2. 「特定接種（医療分野）の登録申請Q&A」について

- ①登録事業者、②登録対象者、③常勤換算、④外部事業者、⑤WEB登録の事務、⑥業務継続計画、⑦接種体制、⑧その他、についてQAを作成。

※ 都道府県等において医療分野について登録申請書の内容を確認する際には、入力の漏れ又は誤りが無いことを御確認いただきたい。

※ 報告要領、入力手引き、QA、確認手引き等については、これまで御提出いただいた御質問等に全て回答をお示しします。
また、今後も、随時御質問等を受け付けますので、御質問等がある場合は、1月13日事務連絡の質問・意見の様式により厚生労働省新型コロナウイルス対策推進室に御提出いただきますようお願いいたします。

10

特定接種の事業者登録のスケジュールについて

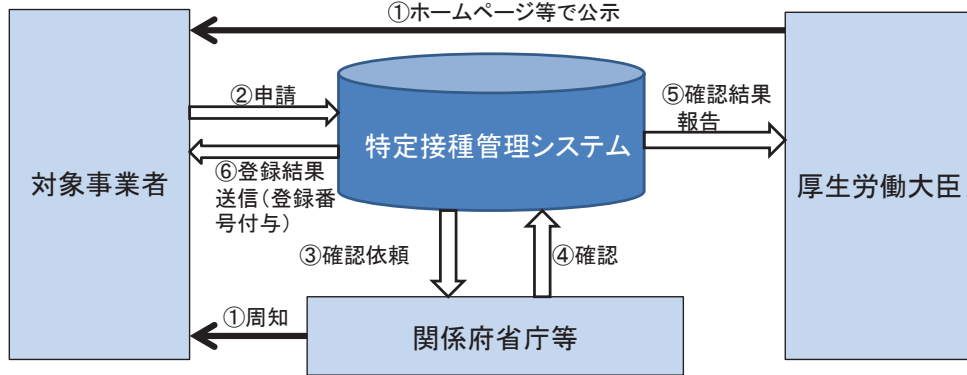
- 2月5日 都道府県説明会
- 2月中 申請内容を確認する組織、メールアドレス等を特定接種管理システムに搭載（厚生労働省健康局長通知）
- 3月1日 申請内容の確認に都道府県又は市町村を経由する業種の申請受付開始
- 6月30日 事業者からの登録申請の受付締切
- 8月31日 各業種の担当府省庁による登録申請の内容確認の締切
- 9月以降 登録の実施

12

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】

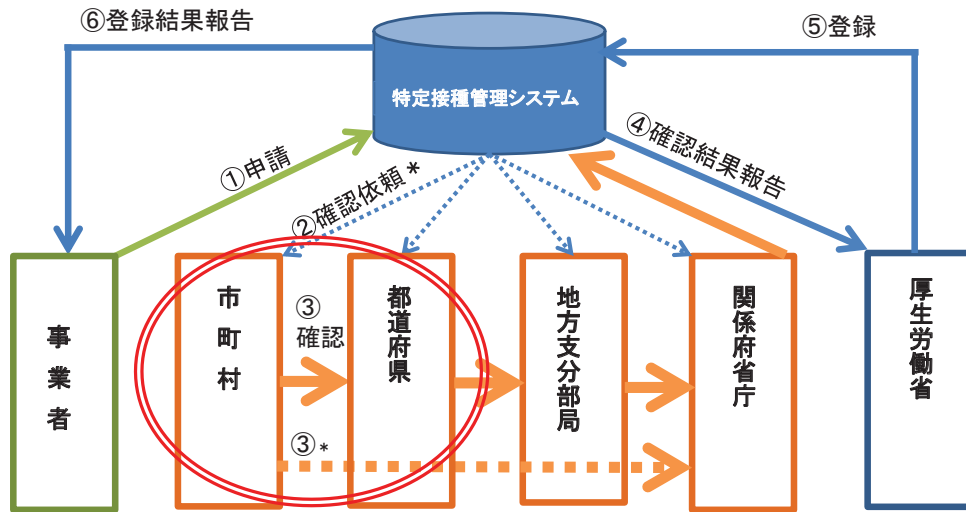
注) 白の矢印は、システムによる連絡



- ※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
 - ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
 - ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者へ通知。
 - ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
 - ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
 - ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

13

特定接種管理システム 確認ルート概要



②*、③*について、業種により組み合わせが異なります。

14

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準及び担当府庁は、登録基準告示及び政府行動計画に基づき、以下の表のとおりとする。

なお、登録申請事業者と同様の職務を行う公務員(区分3の公務員)についても同様とする。

事業の種類	事業の種類・項目	社会的役割	主要業務	担当府庁
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設(新型コロナウイルス感染症等医療提供(法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。以下同じ。))を行う事業の項に分類されるものを除く。) 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 療養施設 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	要介護3以上、障害支援区分4以上(障害児においては、短期入所に係る障害児支援区分2以上)又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品卸売販売業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供(重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供をいう。以下同じ。))又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は配送の業務	厚生労働省
医薬品製造業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省

事業の種類	事業の種類・項目	社会的役割	主要業務	担当府庁	
			旅客運送及び緊急物資(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第14条各号に規定する物資をいう。以下同じ。))の航空機による運送確保のための空港運用	路等維持管理の業務(公務員の場合は、管制業務を含む。)	
航空運送業	航空運送業		新型コロナウイルス感染症発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航、客室対応、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	国土交通省
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶賃貸業		新型コロナウイルス感染症発生時における必要な緊急物資の運送	船舶による緊急物資の運送の業務	国土交通省
通信業	固定電気通信業 移動電気通信業		新型コロナウイルス感染症発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	総務省
鉄道業	鉄道業		新型コロナウイルス感染症発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電機設備設備保守のための規制又は情報システムの管理の業務	国土交通省
電気業	電気業		新型コロナウイルス感染症発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電若しくは変電所の運転監視若しくはは保修若しくは点検若しくは故障若しくはは降圧対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保修若しくは点検若しくはは故障若しくはは降圧対応、電力系統の運用若しくは監視若しくはは故障若しくはは降圧対応又は通信システムの維持若しくは監視若しくはは保修若しくはは点検若しくはは故障若しくはは降圧対応の業	経済産業省

事業の種類	事業の種類・項目	社会的役割	主要業務	担当府庁
医療機器修理業	医療機器修理業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な医療機器の販売	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる医療機器の修理、販売、貸与又は配送の業務	厚生労働省
医療機器販売業	医療機器販売業			
医療機器賃貸業	医療機器賃貸業			
医療機器製造業	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な医療機器の生産	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務	厚生労働省
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型コロナウイルス感染症等医療提供、重大緊急医療提供又は新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
ガス業	ガス業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製法若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	経済産業省
銀行業	中央銀行	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	財務省
空港管理業	空港機能施設事業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走路	国土交通省

事業の種類	事業の種類・項目	社会的役割	主要業務	担当府庁
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の業務若しくはは配送若しくはは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な旅客の運送	旅客バス若しくはは患者等搬送専用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
放送業	公共放送業 民間放送業	新型コロナウイルス感染症発生時における国民への情報提供	新型コロナウイルス感染症発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくはは編集若しくはは番組制作若しくはは番組送出若しくはは現場からの中継若しくはは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務	総務省
郵便業	郵便業	新型コロナウイルス感染症発生時における郵便の確保	郵便物の引受又は配達業務	総務省
映像・音声・文字情報制作業	新聞業	新型コロナウイルス感染症発生時における国民への情報提供	新聞(一般紙に限る。))の新型コロナウイルス感染症発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくはは編集若しくはは制作、印刷若しくはは販売店への発送又は編集若しくはは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務	経済産業省
銀行業	銀行 中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。) 中小企業等金融業(商工組合中央金庫に限る。) 農林水産金融業	新型コロナウイルス感染症発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通又はは金融事業者間取引の業務	金融庁 経済産業省 農林水産省

事業の種類	事業の種類・細目	社会的役割	対象業務	担当府庁
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫を除く。）			財務省
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫に限る。）			内閣府
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの高量調節操作若しくは用水供給施設の使用、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の維持若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	国土交通省
工業用水道業	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管網又は工業用水道設備の維持若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	経済産業省
下水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	国土交通省
上水道業	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、専水管理若しくは活水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	厚生労働省
金融証券決済事業	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済又はCD若しくはATMを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務 銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務 有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務 売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務	金融庁
	金融商品取引所等			
	金融商品取引清算機関			
	振替機関			

事業の種類	事業の種類・細目	社会的役割	対象業務	担当府庁
	レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調製粉乳に限る。）			
	飲料品卸売業 卸売市場関係業者			新型インフルエンザ等発生時における食料品及び食料品を製造するための原材料の供給
燃料小売業	燃料小売業（LPGガス及びガソリンスタンドに限る。）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPGガス、石油製品の供給	オートガスタン্ডにおけるLPGガスの受入若しくは保管若しくは販売若しくは保安点検又はサービスステーションにおける石油製品の受入若しくは保管若しくは配送若しくは販売若しくは保安点検の業務	経済産業省
その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬の業務	厚生労働省
	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる業務（刺繍の手当、身体の清拭、詰め物又は着衣の装着に限る。）	経済産業省
その他小売業	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における生活必需品の販売	生活必需品の調達若しくは配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
廃棄物処理業	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務	環境省

- ※1：「事業の種類」及び「事業の種類・細目」に記載された事業は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。当該日本標準産業分類上の事業には該当しないが、当該事業と同様の社会的役割を担う事業者については、当該事業に該当する事業者として整理する。
- ※2：水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を5（2）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。
- ※3：倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を5（2）の登録対象業務の従業者数に含むものと

事業の種類	事業の種類・細目	社会的役割	対象業務	担当府庁
石油・石油製品卸売業	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGを含む。）の供給	石油製品（LPGを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の出入荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務	経済産業省
船供給業	船供給業	新型インフルエンザ等発生時における船供給	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務	経済産業省
飲食料品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品（缶詰、農産保存食料品、精製、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の販売	食料品の調達、配達又は消費者への販売の業務	農林水産省
	コンビニエンスストア			経済産業省
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品又は生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品若しくは生活必需品の調達、配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
食料品製造業	缶詰・農産保存食料品製造業 精製・製粉業 パン・菓子製造業	新型インフルエンザ等発生時における食料品の供給	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務	農林水産省

し、これらと短期的な契約を行っている事業者は一般の外部事業者とする。

- ※4：銀行業（中央銀行を除く。）については、政府行動計画の銀行業欄に記載された担当府庁（金融庁、内閣府、経済産業省、農林水産省、財務省及び厚生労働省）の中から、便宜上、主担当府庁を定めるもの。なお、主担当府庁以外の担当府庁は、主担当府庁からの求めに応じ、特定接種の登録作業（周知・確認等）に協力するものとする。